

## 第45回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和5年5月15日（月）

開会 午後 2時00分

○事務局（楠本課長代理） お待たせいたしました。ただいまから第45回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は本日司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席頂いております委員の皆様方は、委員7名中7名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴して頂きますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は日本経済新聞社様が取材に来られており、撮影を求められております。報道関係者の皆様には、予め事務局からご説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

まず、本日、小谷委員につきましてはウェブでの参加になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 青木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員長代理 小谷でございます。まだ怪我で移動が難しく、ウェブで失礼い

たします。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 谷内委員でございます。

○谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。

○事務局（楠本課長代理） 玉川委員でございます。

○玉川委員 玉川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 山内委員でございます。

○山内委員 山内です。よろしくお願ひします。

○事務局（楠本課長代理） 続きまして、事務局のご紹介をさせていただきます。環境局局長、堀井でございます。

○堀井局長 堀井でございます。今日はお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。

○事務局（楠本課長代理） 環境局事業部長、川島でございます。

○川島事業部長 川島でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。

○木村課長 木村でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） また、関係局についても出席させて頂いております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。

○岡村課長 岡村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 危機管理室危機管理課長、木村でございます。

○木村課長 木村です。よろしくお願ひします。

○事務局（楠本課長代理） 消防局予防課課長、黒田でございます。

○黒田課長 黒田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。

○池松課長 池松でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会、次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第45回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した説明資料でございます。また、条例規則をまとめた参考資料もお配りしております。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長 青木でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。昨年度と委員の先生方も同じ顔ぶれでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は議題としまして3つ程予定をしておりますので、順次進めてまいりたいと思います。

まずは、条例改正の検討についての議題になります。

その前に、先程もご紹介がありましたが、本日は報道関係者として日本経済新聞社からの撮影の許可等がありますので、これを許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1、条例改正につきまして、まずは事務局のほうからご説明を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木村課長 まち美化担当課長の木村でございます。

本日は、条例改正の検討に当たって、現行の条例でどこを禁止場所としているかと

いうところを復習しながら、今後こういった場所を禁止場所としていくかについてご意見を戴きたいと思っております。

資料1を見て頂けますでしょうか。資料に沿ってご説明させていただきます。

1ページ目ですが、現行の禁止場所の定義がどのようになっているか、まずは条例でこういった規定を置いてるかを中心にまとめております。

まず、現行条例の規定としては、第2条第1項に路上喫煙の定義を置いておりまして、「道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること」を路上喫煙と定義しております。

同条第2項において、「道路等」とはとして、「道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設内を除く。）」と定義しております。室内等につきましては基本的には健康増進法の方で規制がかかっているという考え方もあり、そういったことを前半で書いてまして、「又は」以降は、管理権限者が喫煙するスペースとして適切に設置してる喫煙場所については禁止場所ではないことを定義しております。

続きまして、第4条で、大阪市の全体を対象として、「市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない」と規定してまして、道路、公園、広場その他の公共の場所で喫煙しないように、努力義務として規定しています。この市民等というのは、市民と事業者を指しております。他にも市民でなくても大阪市に通勤している方とか、通過される方も対象として規定しています。

続きまして、禁止地区の定義を第5条の第1項で定めてまして、市内全体を対象として、道路、広場、公園、その他の公共の場所については努力義務を課すとともに、「路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域」を路上喫煙禁止地区として指定することができるとしてまして、第7条で、具体的に、「市民等は、路

上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない」と、禁止を定めております。

そういった定めを踏まえた上で、現行の禁止場所の定義について考えていきたいと思っております。

2 ページ目は、これまで、制度を創設してから答申を戴いたりする中で整理してきた考え方でして、禁止地区の指定に関しては、大きく5点、まとめてまして、まずは周囲の市民などに迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域。2つ目が、駅周辺とか通行者が比較的多い地域。3点目が、大阪を代表する地域でということ、啓発効果の高い地域。続きまして、区域についてはきちんと明確性が確保できるようにという考え方で設定するとしております。続きまして5点目が、地域の市民、事業者及び団体において取組への理解と協力が得られる地域ということで、これまでは最初に環境局で「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域」の指定を行って以降は、各地域を指定する際に、区役所でも一定、市民の方のご意見等もまとめて頂いた上で禁止地区を定めてきている状況です。

一番下にまとめておりますが、禁止場所の明確化が重要でして、委員の先生方はよくご存じかとは思いますが、右の図を見て頂きたいです。これは、「北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」の禁止地区を示しているもので、赤色部分が禁止している所です。見て頂いたとおり、単純に一律で場所を指定しているわけではなくて、実際に明確性の観点等、先程の5点を考えた上で、どの道路を禁止対象にするかを整理しており、細かい中側の通路の部分等は赤く塗っていなかったりですとか、広場的な形状のところ、空地部分についても管理権限者の方と調整をした上で禁止地区としてきたところ、なので、今まではこういった形で禁止対象の場所を一つ一つ丁寧に選び出して禁止地区を決めてきた経過がございますが、今後、全域となりますと、ここまで細かく整理することが難しくなってきますので、その辺りのご意見を今後戴けたらと思って、今日、諮らせて頂いてます。

続きまして、先程の禁止場所の道路等に当たる道路、広場、公園、その他公共の場

所の4点について、どのように定義してるかという部分について、現状についてお示ししたいと思います。

まずは3ページ目、道路については、多くの規定がございまして、結構定義も難しいのですが、路上喫煙対策に関しては、道路としての使用用途が一番重要な部分になりますので、道路として使われている部分が、規制の対象になってくると考えてまして、基本的には法令の定義として道路交通法と道路法の2つの法律で定めるものが、今の現行条例の対象の道路と考えております。

まず、道路法が第2条第1項のほうで、「道路」とはと定義が置かれてまして、一般の交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等、道路と一体になるような施設、道路の附属物も含むと定義をされております。

道路交通法においても、道路法上の道路に加えて、道路運送法で規定している自動車道等、一般交通の用に供する場所を道路交通法の対象の道路として定めております。

先程申し上げましたとおり、他にも建築基準法であったり、道路運送法にも定義がありますが、基本的には不特定多数の市民等が通行できる場所を現行条例では、道路として想定しています。

次のページに、具体的に道路法と道路交通法で定める道路の違いについて、まとめています。それぞれ規定の内容が異なっており、道路法はどちらかというと管理の観点であるとか、道路を別の用途に使う際の許可に関して規定してるものでして、その対象としては公の道路、国や地方自治体が管理してるものです。具体的には国道や都道府県の道路であるとか、大阪市の道路であるとか、高速道路が具体例です。道路交通法については、どちらかというと道路の使い方のルール遵守であるとか、駐車禁止等を定めておりまして、こちらはもっと対象範囲が広くて、私道も含んでいます。こちらの道路交通法については用途のところが大きくて、不特定多数の方が自由に通行できるかどうか判断の基準になっており、具体例で、道路法の道路もですが、それ以外にも建物を建てる時に敷地から公道へ繋がってる私道も対象と広い定義にな

っています。

次に、5 ページに移って頂いて、広場についてですが、広場の定義は法律で明確に定められてるものではないのですが、国土交通省が策定している都市計画運用指針で示されてるものを基本的には対象としています。大きくは3種類ございまして、①は駅前広場で、複数の交通機関間の乗り継ぎが円滑にできるように、それぞれ駅の近くに設けられている広場が対象となっておりまして、法的には道路法上の道路の一部として都市計画で定められております。具体例としては新大阪の駅前や野田阪神の駅前とか、区画整理事業等で作られた駅前広場が対象となってきます。

②の交通広場は周辺の歩行者空間と円滑に歩行者のネットワークの形成に資するよう、憩いの空間の創出であるとか、そういった通行や景観形成等を目的にして、その他の交通施設として都市計画に定められてるもので、具体的にはうめきた広場、グランフロントのところに大きい広場がございまして、そういったものが対象になってきます。

③には、①と②以外として、都市計画上、位置付けがないが、実質上広場になっているものもあり、市で喫煙所を設置している難波の駅前であるとか、天王寺の駅前、京橋駅の駅前の広場はこちらに分類されます。これらの広場に関して、所有区分が複数に分かれてるところが多く、1つの広場であっても道路管理者が一部持っていたり、鉄道事業者さんが一部持っていたりとか、所有区分が分かれているものがあります。

続きまして6 ページに、公園の現行の禁止場所としての定義でございまして、基本的には都市公園法と同施行令で定めている公園を条例の対象として考えてまして、都市公園の種別としては基幹公園と基幹公園以外に分類されています。基幹公園の中でも、さらに、住区基幹公園は街区公園、近隣公園、地区公園に分かれてまして、また都市基幹公園につきましても、総合公園、運動公園に分類されています。基幹公園以外の公園としては、大規模公園のほかに風致公園、動植物公園、歴史公園といった特殊な公園であるとか、ほかにも国営公園、都市緑地や緑道があります。現行の条例で

は都市公園の全てを対象としていますが、児童遊園等は公園に含めていません。児童遊園というのは何かというと、都市公園を補完する施設として、民間の設置している児童遊園であるとか、あとは「等」と書かせていただいている部分になりますが、例えば集合住宅でもプレイロットとして遊べる空間を作っていたり、地域が管理しているコミュニティ広場等もあり、こちらは現行の条例の中では対象に含まれておりません。

ちなみにその児童遊園ですが、ぱっと見て、なかなか市民の方から、これが児童遊園なのか、それとも都市公園法に定める公園なのかというのはすぐに判別するのは難しいかなというものもございます。

続きまして7ページ、その他公共の場所についてですが、条例制定したときの考え方としては、港湾や河川を想定していましたが、水面部分については普段通行に使いませんので、具体的に港湾、河川とは列挙はしていないところですが、基本的には規制の対象の判断基準としては公共の用に供されてて、不特定多数の方が利用できる場所かどうか判断材料になると考えてまして、具体的には港湾施設、河川処理施設であるとか、河川敷を規制対象として想定しています。

また、私有地ですが、公共の用に供されてるような空地もございましたので、その辺りについて、現行は規制対象。ただし民間が所有してたりもするので、管理権限者と合意できた場所だけを禁止としている扱いです。

具体的に先ほどの港湾、河川かというところで、参考に港湾施設の定義を記載させていただいてますが、港湾区域とか臨港地区における施設と、それに管理に必要な施設で、具体的には堤防、岸壁、橋梁等が含まれてまして、下に写真の海浜緑地であったりとか、舞洲の公園等が対象になります。

次のページに記載してありますが、河川も同様に、川そのものだけではなくて堤防、護岸等、その他の公害を軽減するような効用を有する施設と河川管理施設について定められてまして、具体的には河川区域としては河川の流域が継続してある場所であると



か、地形とか、草木の繁茂状況とかを踏まえて判断をしておるところです。こちらも具体的に大阪市の普通河川管理条例のほうで河川の附属施設について、護岸、堤防とか、水門とか堰といったものを施設として規定をしています。

すみません、長く続いて申し訳ないですけども、その他の公共の場所として、先程空地も含むと説明したもののうち、一つの例として公開空地を10ページに記載しています。右の図が分かり易いと思いますが、総合設計制度で公開空地が定められています。もともと敷地に対してどれだけの建物を建てれるかですが、一定、公共の用途に空地等を設ける場合には、容積率を割増してその敷地でもともと建築できるよりも、上に建物を建てられる等のメリットを受けられる制度です。この建物の下の十字の形の道路に連続している民間の土地、この公開空地として指してる部分を、みんなが歩道や、広場として使えるようにすることで容積率の緩和をしています。

具体的にアからオまでまとめておりますが、総合設計制度許可準則に関する技術的基準で公開空地の基準定められており、以下の全てということ、歩行者が自由に通行し利用できるもの、最小幅が4メートル以上、一定の面積を有してること。道路に全周の8分の1以上が面してるもの、道路との高低差が6メートル以内と定められています。

ここには記載してませんが、総合設計制度の公開空地以外にも様々な事業において空地の定義がございまして、具体的には、大阪駅前第1ビルから第4ビルは市街地改造事業で空地を設けていますし、例えばあべのキューズモールも市街地再開発事業で空地を設けてまして、都市計画で高度利用地区や再開発等促進区等を決定した上で、同様に総合設計制度のように空地を設けることで容積率を割増す制度があります。そういう公道からの連続性があるって、誰もが歩道として使ったり、広場として使われてるような部分もあるので、これまでは管理者の権限が了解を得られた場合については、協定を交わして禁止の対象としている部分があります。

具体的に運用に入りますと11ページに書いておりますが、先程大阪駅の付近を見

ていただきましたとおり、道路の禁止の場所は図示することで指定しております。公園につきましても同様に、京橋公園とか堂島公園の一部指定しており、それも同様に図示することで示しています。

(3) の公開空地部分ですが、先程の市街地改造事業であるとか、市街地再開発事業の空地もございまして、「等」が漏れていて、公開空地等というのが正しいです。先程具体的にも申し上げてましたが、例えば大阪駅前であれば第3ビルに空地部分もございまして、そこについては管理権限者と協議をした上で、協定を交わして禁止対象にしておったりですとか、あとは御堂筋の部分ですね。それ以外にも阿倍野であれば、先ほどのあべのキューズモールも含めて6件、協定を交わしています。また、北区のJR大阪・阪急大阪梅田駅周辺地域につきましても、具体的にはヤンマーの本社ビルや、大工大の梅田キャンパス等、協定を交わした上で、禁止の対象としています。

これが大阪市の規定と運用状況です。

それに対して、東京都の区部が先に全域禁止という取組もされてますので、東京の区部にヒアリングを行った結果を12ページに記載しています。一方、港区と新宿区については、過料徴収を行っていないので、過料徴収の欄にバツを書いております。こちら見ていただきますと、いずれの区部も基本的には道路、公園については禁止と定めており、ただし、私道の取扱いであるとか、先程の公開空地、民間の管理地を含む部分については取扱いが少しずつ異なってる状況です。私道の欄を見ていただくと、過料徴収を行ってる千代田区、渋谷区さんは対象外にされてます。民間の管理される場所に規制をかけるのは、なかなか難しいという考え方かと思います。公開空地につきましても同様に対象外とされてまして、その他の公共の場所については禁止とされてます。

参考に、港区で言いますと、私道の部分も公開空地部分も禁止というふうにされてるところですが、こちらについては罰則規定として過料徴収行っていないところが大きいのではないかなと思っています。

次の13ページに禁止場所の今後の整理に当たって、どこを対象として議論していくべきかまとめているものです。一番下の屋内については健康増進法の規定対象なので、まずは大きく分けた上で、屋外部分については、基本的には公が管理している部分については、これまで同様に、禁止することについて、あまり悩ましくない場所と考えております。緑の部分が、特にご意見戴きたいと思っている部分で、民間が管理している私道であるとか、都市計画施設で定める広場であるとか、児童遊園、先程の空地等について今後禁止対象とするかを、これから整理をしていく必要があると考えます。

続けて、それぞれの部分について禁止とするかどうかで、メリットとデメリットとして、どういったものが生じるかを表にまとめておりました。まずは道路部分ですが、私道も含めた道路を禁止対象としたときには、禁止場所が分かり易いというメリットがある反面、管理権限者の方の合意なしに私有地の規制が困難だという状況もございますので、市内全ての私道について、該当場所の合意を管理者さんから得るのは、実質的には困難と考えております。

もう一つのパターンとして、禁止対象を公道に限定した場合のメリット、デメリットを下に書いてますが、公道だけとすれば巡回指導対象を狭くできるので、効果的に指導できるという点がメリットになるかと。一方、公道上の喫煙かどうかという判断が複雑になってくるという点があり、指導や過料適用が困難になるデメリットがあると考えます。

公園部分についても、現在も努力義務を課しているところでして、市内全域での路上喫煙禁止に当たっては、巡回指導方法等も含めて、管理権限者の方とも調整が必要になってくると考えますし、喫煙可能場所によっては、どこまでが喫煙できるスペースか、はっきりと線引きされてない所も見受けられますので、そういった場所は明確に線引きして頂くように、これからお声かけをしていく必要があるかと思っています。

続きまして、道路、公園以外の部分についてですが、こちらも先程の道路の部分と似通った考え方になると考えますが、私有地を対象とした場合のメリットとしては、

全て禁止と分かり易い部分もありますが、デメリットとしては、なかなか実質的に全ての管理権限者と全ての場所について合議して協定とかを交わすことはなかなか難しいと考えます。私有地を対象とした場合のデメリットとして、その作業量が結構あることを書いてまして、私有地を対象外とした場合は、公の管理している土地を規制対象とするので、規制の対象の正当性を説明しやすくなるかと考えます。一方で、先程の公開空地等の民地ではあるけどみんなが使ってる場所は規制対象外になるという点がデメリットになるかと考えております。

表の下に1点、追記している広場について、特に都市計画法で定められてる駅周辺の駅前広場、交通広場、その他の広場については、所有区分が複数分かれてるものもあるのですが、駅周辺は人通りが多いので、そこは禁止対象にした方が良いのではないかと事務局では、考えているところです。

禁止場所についてですが、検討の方向性としては、公道に接する公開空地等については、基本的には管理権限者の方にきちんと喫煙対策をして頂くように条例に規定していきたいと考えておりまして、先程協定に基づいて私有地を規制対象としている事例についても、管理権限者の方から、ここも規制対象にしてほしいと申出があった場合は、それを規制対象として加えることができるような手法についても今後検討していきたいと考えます。

すみません、たくさんの内容を一遍に説明しましたが、説明は以上になります。

○青木委員長　　ありがとうございました。今までの議論と違って、今日は何かとても難しいという感じがすると思いますけれども、今までは禁止区域を指定して、そこだけを過料対象にしていたので、禁止区域を指定すれば、そのエリアの、しかも例えば2ページにあるように、赤色の塗ってある所でたばこ吸ったらあかんというのが分かるわけですから、禁止する方もされる方も分かるわけですけど、これからは大阪市全ての、例えば道路なら道路、広場なら広場が禁止になりますので、それが分かるように厳密に定義をしないとイケないとか、あるいは、そのことを予め市民の人に分

かるようにしないと過料が取れないとか、そういう問題になるので、今日のような、いろんな観点からのご説明があったということです。ですので、そういうことで皆様の中で、禁止区域の指定がなくなりますので、そのときにどのようにしたら効果的かとか、大丈夫かとか、何か問題が起きないかとか、いろんな観点から、あるいはより広く喫煙、路上で禁止してもらうためにはこうした方がいいとか、いろんな観点があると思いますが、ご意見を戴いて、それを、あとは具体的にどう条例に反映させるかはもちろん市の方で検討頂くのですが、そういう意味でいろいろご意見を戴ければというのが今日のご趣旨になります。

今まで漠然と路上喫煙禁止と言って、指定区域があれば、その指定区域は全部駄目なんだろうと思ってた方もいるかもしれませんが、実際にはその中でも道路によっては、私道については過料を取ってなかったりもしていたわけですし、その辺りも含めて、いろいろご質問やご意見とかを出して頂ければと思います。

いかがでしょうか。ご質問でもご意見でもいいのですが、何か、どこからでも結構ですが、いかがですか。

では、玉川委員、お願いいたします。

○玉川委員　ご説明ありがとうございます。13ページのイメージ図が非常に分かり易いのかなというふうに思いました。まず屋外と屋内に分かれていて、本条例はまず屋外ですよということが規定されています。屋外の中でも国及び地方自治体が管理する所は禁止とする場所の対象として、もう明示されていると。民間が管理する所について、禁止場所とするかどうか検討が必要となっております。私は民間の企業さんが入っている団体を代表して出ているということもありますけれども、やはり民間の方が維持管理の費用を負担して、管理されているような私道であったり、また公開空地であったりという所につきましては、一律に禁止するというのは、その財産権の問題からして、乱暴なんじゃないのかなというふうに感じました。

非常に悩ましい、難しく話になってしまっているのは、おそらく現行の条例が、道

路、広場、公園、その他公共の場所という切り口でまず整理された上で、それは全体が努力義務であって、そのうち一部指定したところが禁止地域という、この枠組みをそのまま引きずったまま、今回の全域の禁止にしようとしている所で、多分、難しくなっているのではないかなと、今、青木委員長のお話を聞いて、思っていたところです。

この13ページに書かれているようなイメージの分担をした上で、もう一度、規定し直すと、もう少し分かり易くなるのではないかなと思いました。つまり、国及び地方自治体が管理するものは、まず禁止。民間が管理する所は場所によっては、もう少し区分を変えるとか、それこそ禁止してもらいたいと言ってきた所は禁止の地域に加えていったらいいのかもしれませんが、そうでない所は、基本的には民間の方々の財産権を侵害しないような形で規定していくというのが相応しいのではないかなというように思いました。

まさに14ページ、15ページでメリット、デメリットをまとめて頂いておりますけれども、この私道を含めた全ての道路や、また、私有地を対象にした場合には、それぞれのデメリットとして管理者毎の調整が必要になり、特に私有地の規制は困難と書かれています。これはまさにそのとおりのことだと思っております、先程他都市の状況ということで、12ページに千代田区や渋谷区さんの事例を示して頂いてました。港区さんでは私道や公開空地も禁止になってますが、これは過料を徴収しないという所ですので、大阪市の参考にするのは過料を徴収している、この千代田区さんなり、渋谷区さんなのかなと思えます。そういう所においても、先程木村課長のご説明にあったとおりの、過料徴収していくのでは民間管理エリアを対象にするというのは難しいという判断だと思っておっしゃったのは、まさにそのとおりのことだと思っております、ここについては、やはり民間の方がやってる所と維持管理されてる所と、それから国及び地方自治体が管理してる所は分けて考えるべきというのが基本だと思しました。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございます。

今の点も含めまして、他の皆さんも何かご意見いかがですか。ご遠慮なく。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員　確かに民間の方の管理はしにくいかと思うのですが、健康の事を考えましたら、大阪市も、それから民間も、皆さん一般の人は同じだと思うんですね。やっぱりそういう方面で考えたら、民間の人にもご協力を頂いて、そちらの方に力を入れて頂くような話が持っていければ良いのではないかなと思いました。

○青木委員長　ありがとうございます。民間の土地についても、その所有者のご協力、ご了解の下でという、こういう趣旨ですかね。

その他、いかがでしょうか。

谷内委員、お願いいたします。

○谷内委員　この現在公園の部分は全て努力義務を課しておりと書いておられるんですけど、例えば民間が管理されてる私道ですとか、こういう児童遊園、公開空地に関して努力義務をお願いするというのは、この条例の中では、やはり難しいのでしょうか。それは、努力義務に関しても管理権限者毎の調整が必要になるのでしょうか。もし努力義務で、お願いといいますか、できるのであれば、その方がすっきりするのかなと思いました。と言いますのは、例えば道路に面してる公開空地と、その歩道部分を歩いてる人が、それほど明確に区分して利用しているのだろうかという疑問はあります。公開空地に入ってる人は問題がないのに、歩道部分を歩いてる人だけ過料が徴収されるというのは、歩いてる人にとっても、市民にとって納得し難いのではないかと思います。ということで、私有地を対象にするというのは難しい部分はあるんですけど、禁止を、路上喫煙をしないということに努力義務を課するという形にはできないのかと、ちょっと聞きながら思いました。

それが本当に難しいようでしたら、この16ページ目の最後にある、管理権限者か

らの申請に基づいて規制の対象に加える、この管理権限者からの申請が広くいろんな方からやって頂ける、しかも簡易な形でして頂けるという方法を検討するということが大事かなと思いました。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。今の谷内委員のご意見は、公開空地とかと普通の公の道との区別もつきにくいから、両方とも過料制裁が同じように取れた方がよいというご意見になるんですか。

○谷内委員　いえ。

○青木委員長　それはそうじゃなくて、公の道は過料制裁だけど、公開空地は？

○谷内委員　多分、私道で過料制裁するのは、かなり難しいのではないかと勝手に思ったのですが、それが難しいのであれば努力義務なので、注意はできますという部分の、公開空地は禁止場所じゃないということになると、吸うのもオーケーになりますよね。なので、吸うのも駄目ですと。過料徴収できるかどうかというのは、私の部分の権限を侵すことになるので、それは難しいんじゃないかと理解したんですけど、どうでしょうか。

○青木委員長　今日ご説明があったのは、民間部分でも、これまでも禁止地区に指定されてる中には公開空地がありまして、そこは権利者の。

○谷内委員　そこは、でも権限者との合意があるから過料ができるんですよね。

○青木委員長　そうです、そうですね。ですから、これからも同様に禁止地区区域は無くなったとしても、公開空地は私有地だけでも、所有者の人がオーケーと言えば禁止対象にして、過料制裁に含めることも理屈上は可能ですので、そこまでの検討ということで、谷内委員のご意見は、努力義務にしておけば過料制裁は取れないけど、注意はできるのではいかというご趣旨ですかね。

○谷内委員　そうです。全面的に全部を過料対象にするというのは調整が不可能だと思いますので、そうではなくて、全面的に努力義務にしておいて、申請とか管理権



限者との調整ができた部分は過料対象にするといったような、段階的に禁止区域を設けるというのはどうかなというところですよ。

○青木委員長　　今のご意見のような、禁止と、禁止じゃないだけじゃなくて、努力義務というのを入れて、3段階のエリア設定をするみたいなことは、今のところですけど、何か検討されているんですか。

○木村課長　　まだ具体的に法的、条例の条文としてどうするかという課題はあるのですが、例えば千代田区さんですと、大阪市と同じように、最初、禁止地区を指定するところからスタートしているので、全域を基本的に指定された時に、千代田区さんも指定という考え方を全く無くさずに、全面を禁止しますと。ただし、皇居部分は除きますということで、皇居は宮内庁が管理されている場所ではあるのですが、他の公共が管理している所とは分けて規定されている経過がありまして、同じように今後、これからの検討とはなりますが、せっかくある広い意味での努力義務を課してる今の条例のその心は何か残せないかなというのが、私達も今、話をしている中でして、これからまた、市民の方からもご意見戴いた上で、どういう手法で条例を立てつけていくかということになってくるかと思えます。

○青木委員長　　では、今の谷内委員の意見というのは、そういう意味で3段階と言いますか、そういうことも含めて検討できないかというご意見として戴いたのではないかと思います。

他の皆さん、いかがでしょうか。

では近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員　　冒頭に青木委員長が言われたように、今回は非常に難しく、私も資料を頂いた時に、何をどう討論すれば良いのかというのが非常に分かりにくかったですけども、皆様のご意見聞いてまして、13ページのピンク色の部分と緑の部分、黄緑色ですね、黄緑色の部分を禁止にしましょうなんてことを、そういうご希望があったとしても、実際にそんなことが法的にできるのか、また、それに関わる時間とエ

エネルギーといったら、とてつもないことになるかと思いますので、玉川さんが言われたように、基本はそんなことできないという立場から話を進めていかざるを得ないと僕は思います。

その中で、例えば一つ一ついろんな個別の事情があるかと思うんですけども、公開空地、ビルとビルの中の通路みたいな所は私有地なので、ぽんぽんと灰皿を1つ置いて、近所のビルで働いている人が休み時間になったら、そこに吸いに来るなんていうケースは、大阪市内でもたくさんあるかと思うんですね。そういう所が、いや、路上喫煙禁止ですから置かないでくださいと言うよりも、せっかく後のこういう補助金の制度とかあるのでしたら、私有地をそういうふうに使っている所を個別に協議して、そこを喫煙所、お金を費やして、たばこを吸える場所に変えてしまうというようなことを一つ一つやっていかないと、十把一絡げでどうしましょう、どうしましょうというのは、ちょっと難しいのではないかなという印象を持ちました。

○青木委員長　ありがとうございます。

あれですかね、今、公開空地がどの程度、繁華街を中心にあって、その内どれぐらいが、何て言うのでしょうか、今回の禁止地区区域指定にご協力頂いてたり、ご協力頂けてなかったりというのは、実績的にはどうなのですかね、何かある程度、お分かりですか。

○木村課長　そうですね、11ページに、(3)として公開空地の部分ということで、合意ができた所の数を書いています。他にも当たってみたけども、ここまでは規制しないで良いという所もありまして、その数がどれぐらいかまでは把握してないのですが、場所によっては飲食店がある場所であったり、細かい道の部分であったり、なかなか総意を取るのも難しい所もあって、先程大阪駅の周辺の所も、全部の道路を禁止対象にはしてなかったのは、そういう経過もありながら、細かく指定をしてきたというような経過は聞いてまして、こちらからの、ご説明したけど、断られるケースもあるということです。

○青木委員長　　ありがとうございます。

近藤委員のご意見は、そういった所も、むしろ喫煙所をしっかりと造ることによって、喫煙所確保のスペースとして活用してはどうかというご趣旨ですね。ありがとうございます。

○木村課長　　補足ですみません。

○青木委員長　　はい、どうぞ。

○木村課長　　民間敷地の場合ですと、基本的にはそこにどれだけの建物等が建てられるかどうかというところは管理権限者さんが、建築基準法やその他の関係法令を確認した上で検討することになるかと思います。公開空地については、内部で話をしている中では、公開空地の部分というのが、みんなが通行する部分とか一般に公開されている空間というところもあって、もしそれを変えて、仮に喫煙所を造るとした場合には、本来そこが通行できるような形で、形状で設けている空地部分が塞がれてしまったら、本来の通行自体できなくなるとか、そういったこともあるので、細やかに関係先と確認をしながら検討しなくてはいけないので、成り立つ部分もあればと思うところもあるのですが、なかなか実現は難しいようです。一方、先程近藤委員がおっしゃっていたように、課題がある場所、私達も公聴等もらってるので、分かっている部分もありまして、そういった所は補助制度等も活用して、民間の方にも、実質、喫煙スペースになっているのだから、喫煙所の整備にご協力頂けないかというような働きかけができればと思っています。ありがとうございます。

○青木委員長　　そうですね、公開空地を作った趣旨とか、関係法令でそれがあから容積率等を軽減してる訳ですから、何か幾つか調整が要るかもしれませんね。

その他の委員、小谷委員、いかがですか。

○小谷委員長代理　　小谷でございます。発言させていただきます。

私も基本的な考え方としては、13ページに分けていただいたように、民間管理の私有地等については、禁止というふうにストレートに行くことがかなり難しいという

のがあるという大前提に立って考えてはいます。ただ、これまでの条例でも、禁止地区とする時の考え方として、公共の用に供されていて、不特定の市民等が通行できる場所ということで考えると、公開空地とか、ここに挙げていただいている場所というのは一定程度、そういった役割も担ってきているというか、そういう役割を供している部分であって、特に公開空地と、それから児童遊園については、行政の事務上、公開空地であれば、都市計画上の形で認められた場所ということになりますし、また、児童遊園等については認可制になっていますし、風営法とかの規制にも、距離制限とかの時に手がかりにされる場所ですので、一方で市民の側から見たときに、他の法規制区域との区別としてもあまり認識ができなくて、どうして、ここでは吸えるのか、あるいは吸ってはいけないのかということの理屈の納得というのが、なかなか難しいところかなというふうに思います。

その中で、今まで協議の結果、ご協力頂いた所は禁止区域の中に含めてきたという経緯があるということですので、自分の中で、まだ検討が整理できていないのですが、16ページに検討の方向性と示して頂いたみたいに、まず、協力をそういった公共スペースの管理者に、取り組みをこれから求めていくということを入れた上で、条例の施行に当たっては、現在、先程ご意見があったみたいに、公開空地として目ぼしい所と言いますか、主要道路に接している部分については、リストアップして、予めご協力を頂けるように、努めるべきかなというふうに思っています、そこでご協力を頂けるなら、過料徴収含めた禁止区域に入れるという形に持っていけないかなというふうに考えました。

どの所でラインを引くかというのが非常に難しいところですが、やはり私有地、民間管理の下で過料を徴収するというのは難しく、一方で、過料を徴収しないけど、区域に入れてというのは、実務上もややこしく混乱を生むところかなと思うので、どちらかというところだと協力頂いた所は禁止地区として、具体的にマップにも示すとか、そういった形で整理していくのが今のところ良いかなというふうに考えました。

○青木委員長　　ありがとうございました。

山内委員、いかがですかね。

○山内委員　　山内です。

各委員の皆さんのご指摘をなぞる程度のご質問しかないのですが、やはり私自身も民間が管理してる所に、どこまで規制を及ぼすかというのは、非常に困難ではあるものの、一方で、民間が管理している所だから規制を及ぼせないとすると、吸える所と吸えない所の線引きというのが非常に曖昧になりかねないと懸念しております。

公開空地という点に関して言いますと、P T Aに携わる者として、やはり児童遊園とかで吸えるようになってしまったら子どもへの影響ということを懸念するのと、あと、私自身も西区ですけども、西区とか中央区とか北区とか、大きなマンションが建っていて、僕も詳しくないですけど、一定の規模の集合住宅、マンションを建てる際に、敷地を公開しないといけないというのがあるようで、私が住んでいるマンションもそういう部分がありますが。それもやはり公道に接する公開空地等という扱いで、そういう理解で合ってますかね。そうすると、では、そこに規制を及ぼすかどうかについては、そのマンションの管理組合に働きかけてという、そういう理解でいいですか。

○木村課長　　そうですね、そうなるかと思えます。大規模なものを建てる時に、それこそ総合設計制度等を使って、容積率の割増しを受けて上積みしてることが多いので、その総合設計制度を利用されている所が、特に、中心部のマンションでは多いと思います。そういった所が、まさに子どもも遊べるような形にもなっていますので。一方で、そのボリュームについても、かなり多くなって来るのかと思えます。児童遊園は一定、各区なり、市の管理してる場所がある程度、リストというか把握してる部分があるかと思うのですが、なかなか公開空地等の中の小さな規模の遊び場所まで把握できてるかどうかは、なかなか難しいかもしれないです。それは、またこちらでも、これから関係先にも聞いてみるようにします。ありがとうございます。

○山内委員 分かりました。細かくなりますけど、一度、ご検討お願いします。

○青木委員長 皆さんからいろいろご意見戴いて、ありがとうございます。どこにどういう意見を言えば良いかというのは、こなれるまでに時間がかかるお話だと思いますので、この問題は引き続き、今日だけではなくて、さらに条例の具体化の作業をして頂く中で、再度ご意見を戴けるような機会を設けていければというふうに思います。

玉川委員、どうぞ。

○玉川委員 すみません、度々恐縮です。公開空地に関して、私も事前に資料をもらいましたので、少し調べてまいりました。そうしますと、計画調整局さんのホームページで、一応、整備された公開空地は原則として他の目的には使用できませんとなっているんですけども、ただ、例えばイベント、レクリエーションなど、地域の活性化に寄与する行事であったりだとか、あと、その他公共公益に資する行為、幾つか列挙されてまして、今申し上げた公共公益に資する行為の中に、公共的自転車駐輪場の設置というのがあるんです。これは大阪市さんで別途、設置される制度を設けられて、公開空地の中に公的駐輪場を設けれるようにされてるみたいです。ですから、こういう形の何か特別なことをやるというのも今回、あり得るんじゃないかなというふうに思いました。

先程のご意見を聞きながら、佐々木委員とか谷内委員のご意見聞きながら、確かに歩いてる場所がどこか、皆さん、私の道なのか公道なのか意識しないままに歩いて、もし歩きたばこをされていて、それでここだったら過料、ここだったら過料じゃないというのは分かりにくいというのも、おっしゃるとおりだなと思います。私は喫煙者ではないのですが、恐らく喫煙者の方も、別に歩きたばこをしたくてしてる人って、すごい少ないのではないかなと思ってまして、それよりも吸える場所が分かれば、そこで吸われると思うのですね。ですので、この議論といいますのは、喫煙場所、喫煙可能場所の明示や啓蒙、公表等とセットにして考えなくてはいけないのではないのか

なと思いました。

以上でございます。

○青木委員長　ありがとうございました。公開空地の実情も教えて頂きまして、ありがとうございました。

この議論もまた、今回はこの程度ですが、私も少し意見として、もともと路上喫煙を全面的に禁止するというので、始まるわけですから、路上と言った時に、公道と私道というのを区別して考える人はいないでしょうし、そういうふうに区別して考えようと思っていたことが正しいのかというか、政策としても正しいのかというがあるので、やはり路上では私道であろうが公道であろうが吸わないんだ、吸ってはいけないんだというメッセージがしっかり伝わるようなものが条例としても落とし込まれる必要があるのかなと思っているところがあります。

それで、今、玉川委員と近藤委員等もあったように、もちろん喫煙場所をしっかりと確保した上ということも含めての検討だと思います。

あとは、特に私道と言いましても、道路交通法上の道路というのはそれ以外には使えない訳ですね。既に私権は十分に制限されておりまして、もちろん、そうでない、民間の皆さんで合意の下で、ここは道路にしようと言っている純粋な私道もありますが、多くの場合は道路交通法上の道路にあたり、場合によったら公衆用道路というふうに言われて、固定資産税も免除されていたりとか、そういう道路もたくさんございますので、果たして、そういうものを私道として除外するということがそうなのかなということも思うところもございまして、おそらく児童遊園や公開空地等、何らかの公的な目的に基づいて一定の条件で認められてるものについては、何がしか中間的な考え方があるだろうというふうに思うので、そこは今後、さらに整理を頂ければというふうにも思ったということがございまして、やはり路上喫煙はしないんだよという方向に向けた取組と、そこにおける限界というのを、しっかりと上手に作っていければなというふうに思っておりまして、今日の皆様のご意見をさらに具体化して

頂ければありがたいなというふうに思っております。

それでは、この議論は一旦今日はここまでとさせて頂きまして、引き続き、もう少し皆さんの中でも考えて頂きまして、あるいは資料として、大阪市内で具体的にどうなるかということにおいて、もうちょっとこんな資料も作ってほしいとか、整理してほしい等があれば、ぜひ事務局の方にも、お寄せ頂ければというふうに思います。

では、議題の2に移ります。ここは、これまでも割と、もうたくさん話してきたので、何の議論してきたのだろうかというふうに昔の事を忘れている部分もあるかもしれませんので、一度これまでの市内全域での路上喫煙禁止に向けた議論として、どんなふうに議論してきたかということと、その後の経過も含めて、これまでの議論の整理ということで、事務局の方からご報告を頂きます。よろしくお願ひします。

○木村課長 資料2をご覧頂きますようお願いいたします。

7月13日に大阪市から市内全域での路上喫煙禁止について諮問をしまして、それから、まず喫煙所の話を中心的にしてきたのですが、中間答申を受け取った以降も、こちらの項目の内容で引き続きご意見戴いてきたところですが、これまでは項目毎でお話ししてきたのですが、簡単に項目毎に割り切れるものでもないもので、また何か、追加のご意見とか、総合的なご意見戴けたらと思っています。

まず、1ページ目の過料徴収及び啓発指導体制についてですが、今後、私有地での喫煙が出てくるのではないかと。それに対してきちんと相談窓口を市民に分かり易く周知して頂きたいという意見であるとか、3つ目になりますが、拠点については、1か所とするよりも、特に区で実情を把握していることが多いから、区を中心の方が良いのではないかというご意見も戴きまして、2ポツ目の巡回ルートに関しても、そういったことを踏まえて計画を立ててほしいというようなご意見を戴いておりました。4つ目も、地域の声をしっかり聞いた上で指導や啓発の計画を立ててほしいという意見です。

次に2ページのたばこ市民マナー向上エリア制度についてですが、こちらについて



も、これまでの市民マナー向上エリア制度の裾野を広げていくために、具体的に地域活動協議会とか、エリアマネジメント団体等にも幅広く声を掛けて、積極的に働きかけて頂きたいとのご意見を戴きました。一方、実情としてたばこ市民マナー向上エリア制度の中で、団体が直接、喫煙者に注意するのはトラブルになるのではないかとというご意見も戴きました。

裾野を広げる取組についてですが、それらの良いご意見を戴きまして、これまでの具体的な取り組み状況を（２）にまとめています。市商連で理事会のほうで３月には協力依頼をさせて頂きました。マナーエリア団体は現時点で７２団体ですが、その内、商店街が３０程占めるような状況でして、結構様々のご意見も戴きまして、補助制度のご紹介についても、お問合せを戴いたりして、説明に行っても良かったなと思っています。エリアマネジメント団体に関しましても、活性化会議というのがございまして、エリアマネジメントをされてる団体の内、主な団体に集まって頂いて意見交換する場がございまして、そこでも市民マナー向上エリア制度のことをご説明させて頂き、現在の大阪市の路上喫煙禁止の取組についてご意見も戴くこともできまして、また個別でもそれぞれ周知について何か禁止の表示のもの、こんなものないかなというお問合せも戴いたりして、具体的にご説明に行ったことによって、リアクションが返ってきている状況です。

続きまして３ページ、効果的な啓発表示についてですが、ポイ捨て図鑑の取組もご紹介させていただいて、若者、若年層の方たちが興味を持って取り組んでいただけるような仕組みづくりも検討してほしいというご意見を戴いたり、もっと端的なキーワードを作って周知をしていった方がいいのではないかとというご意見も戴きました。

また、啓発に関しては時系列でターゲットを設定して整理してはとの提案を戴いて、一定の整理をしてきたところです。

また、現在、市内全域での路上喫煙禁止についての認知度もまだまだ低いから、早めにPRをしていくことが必要とのご意見を戴きました。あとは、報道の方達にも注

目してもらえたり、市民の方の目に止まるように、インパクトのあるようなものであるとか、取り上げてもらえるような素材を検討していくのが良いというご意見も戴いたところでございます。

また、万博に向けた取組ということで、観光客、外国人の方に向けた取組も、きちんと有効的なものを作ってほしいというご意見を戴きました。海外から来られる方が増えてきていますので、これからその辺りもしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

4 ページ目に移りまして、喫煙者の方だけではなくて、吸わない方にとっても喫煙所整備によるメリットが伝わるような表現であるとか、子どもの頃からの啓発も考えていった方が良いというご意見を戴きましたり、あとは関係事業者さん、たばこの販売店とか関係団体にも積極的に働きかけた方が良いという意見を戴きまして、この間、たばこを販売するお店、業態の方であるとか、鉄道事業者の方に対しても働きかけを行ってきたところです。

その他にも地域の連合振興町会、女性会等の団体は広報ツールをお持ちなので、そこも活用して頂けるようにPRしてはどうかという意見を戴いたところです。

また、具体例として、事業者への協力の取組として、新入社員研修であるとか、従業員への指導啓発といった観点で働きかけるのが効果的ではないかというご意見等も戴きました。

効果検証は難しいところもあるが、効果があるところにしっかりと予算を配分して検討してほしい、表示物について、どれだけ禁止の看板を表示していくかという基準の策定は難しいが、最低限の基準を設けることも検討してほしいという意見、市民からの問合せ先が分かるような窓口を作った方が良い等の意見を戴いたところです。

次のページに移りまして、現時点での取組状況として、これまで戴いた意見も踏まえて、新規で動画の作成をしました。できるだけ端的に、条例の対象が、道路、公園、広場ということが分かるように、25年の1月から全域に罰則を適用していく予定だ

ということを動画にしまして、今、環境局のホームページでも発信してるところですが、これから関係先のデジタルサイネージ等も活用しながら、民間事業者の方にも周知に対してご協力頂けたらと思ってるところです。

続きまして、加熱式たばこの取扱いについて、前回戴いた意見ですが、加熱式たばこを規制対象に含めることを早めにPRしていった方が良いというご意見、あとは加熱式たばこを対象とする理由として、たばこの葉を利用して作られているものなので、加熱式たばこは規制対象だという説明をされた方が喫煙者の方も腑に落ちやすいのではないかなというようなご意見を戴いたところです。

一方、電子たばこについては引き続き、条例の規制対象から除外する方向で考えているという事務局の考え方に対してご意見を戴いたところですが、除外することで加熱式たばこの方が勘違いしないか危惧があるというご意見も戴いたところです。

以上、これまでの議論と、それを踏まえた取組状況です。

○青木委員長　　ありがとうございました。

そうしましたら、振り返りにはなりますけれども、これまで何回かのこの委員会で議論して頂いたことを要約して頂いてますが、これを見て、さらにその後、お考えになったこと等も含めて、何か付け加えてご指摘頂けるようなことがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいはご欠席をされた委員の皆様、改めてこの機会にご意見戴ければ幸いです。どなたからでもご遠慮なく。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　　ありがとうございます。前回の委員会だと思うのですが、この加熱式たばこの取扱いについて議論がありまして、私もそのときに初めて電子たばこと加熱式たばこの違いについて学んだというところだったのですがけれども、前回のときに電子たばこのお話が非常に議論になったのかなと記憶しています。実際に電子たばこを吸われてる方がどれ位いるのかなということが気になりまして、これもこの前調べたんですけども、紙巻きたばこと加熱式たばこで7割と2割で、あと両方吸う人がいる

とか。それ以外のたばこというのは1.3%、これは令和元年度の国民健康栄養調査か何かなのですが、出てまして、多分、電子たばこの人はすごく少ないのではないかと思います。どちらかといいますと、そこに議論が引っ張られるのはもったいないなと思ひまして、それよりも、やはり全面の路上喫煙禁止ということを目準として、主に吸う人は紙巻きか加熱式かというところで、その人達をいかに路上ではなく、吸える場所で吸ってもらうのかというところへの効果的な啓発とか、そこに力を入れていく方が良いのではないかなというふうに思ひました。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。

その他、いかがですか。会場の委員の皆様、どうでしょう、いいですか。

じゃあ谷内委員、お願いします。

○谷内委員 喫煙所の整備についてですけど、こちらの参考資料でも大阪市の喫煙所の整備が8番目の資料についていますけれど、これ以外にも新たに大阪市が整備する喫煙所というのは増えていく予定なんではないでしょうか。その辺りについてお聞きしたいというのと。

あと、今、整備されてる喫煙所もそうだと思うのですが、喫煙する方が喫煙所に集まられると思ひます。喫煙所がいっぱいの場合に、多くの方は待たれていると思うんですけど、時々、もう待ちきれないと言ひますか、休憩時間が無くなるとか、いろいろな理由があると思うのですが、喫煙所の外で吸ってしまうとか、そういったことも増えるのではないかなと思ひます。どうしていくのかというのは、非常に難しいのですが、喫煙所があるからこそ、たばこのごみが集まってしまうこともあるかもしれないなと思ひますし、今後、喫煙所が整備される、例えば公園とか、空いているスペースとなると多分公園に設置されることもあると思うのですが、そうした場合、地域の方が懸念されることも多いかなと思ひます。そういった所へのきめ細やかな対応と言ひますか、マナーの呼びかけと言ひますか、そういったことも併せて検討が必要かな

と思っています。まず1つ目は喫煙所の整備についてお聞きしたいです。

○青木委員長　それではお願いいたします。

○木村課長　ありがとうございます。

そうしましたら7ページの資料について説明します。

当委員会から中間答申で、喫煙所を、今の6か所から相当数増やす必要があるというご意見を戴きました。前にもご紹介させて頂きましたが、市で実施した市民アンケートの結果を踏まえて、喫煙マナーを守られていない方が現状でどれぐらいいらっしゃるって、その方達にマナーを守って吸って頂くためには、どれぐらいの喫煙場所の確保が必要かということ市で検討しまして、新たに新設で120か所の喫煙所の整備をめざしているところでございます。

7ページに書いてますのは、委員の先生方にも市が持っている所だけで喫煙所の整備は難しいので、関係事業者にもご協力頂いて喫煙所の整備を進めた方が良いのではないかというご意見も戴きまして、民間が誰でも使える喫煙所を作る場合に、整備費と維持管理費について補助を行う制度を立ち上げたところです。こちらの民間事業者が補助金を使って喫煙所を整備するものについては、120か所のうち40か所の新設を想定しています。残りの80か所につきましては、大阪市内で整備を進めていくと考えています。民間がこの制度を使って作る喫煙所の場所と、大阪市内がこれから作っていく場所を全体的に見ながら適切な配置をしていけるように、大阪市内の内部で、特に地域のことをよくご存じな区役所とも連携を図りながら、喫煙所の整備を進めていく予定としています。

制度概要に移らせて頂きます。この表の左側の部分が、先程の40か所、新たに設置する場合のもので、新規設置で、初期費用として1,000万円まで、地下施設の場合は給排気設備等を設ける必要があるため2,000万円までを上限として助成を実施するとしておりまして、それに加えて維持管理の費用についても年間144万円を上限として補助するというものです。右側は、既存の喫煙所を一般に開放してい

ただくために改修して頂く場合で、こちらは先程の120か所の新設とは別で、2か年で合計20か所の整備の予定で、予算を確保して受け付けるものでして、こちらは今年度10か所の受け付けを想定しています。左の新設が2年で合計40か所を予定している内の今年度分20か所、既存が今年度分10か所で進める予定です。

4月27日から受け付けを開始しまして、その際にも、私たち行政側からだけ情報発信するのは弱いし、もっと市全体として喫煙所整備に取り組むということが分かるような形にした方が良さだろうということで、市長会見を行い、官民連携して、吸う人も吸わない人も一緒に共存できるような、路上喫煙のない快適なまちづくりをめざすというメッセージを市長自ら発信した上で制度を開始しています。

併せて参考に、NHKや他の民間の報道機関にも報道していただきまして、こちらはNHKよりご協力頂けて、委員の先生には提示してもいいということでしたので、ニュースで報道していただいた内容を配布しています。

こちらが、喫煙所の整備の状況です。

もう一つ、喫煙所に喫煙者がいっぱい使えない場合どうしていくのか、対策が必要じゃないかというご意見についてですが、実際に、堂島公園の閉鎖型喫煙所は供用時間も限っていますので、特に閉鎖型の場合は供用時間のこともあって、利用状況を見ながら運用していくことが必要になってくる場合もございます。喫煙所を一か所一か所がどこにありますという表示だけでは、喫煙所に来た方達、喫煙者の方達には、情報量が少ないと思いますので、大阪市で設置した喫煙所や、民間で整備した喫煙所の全体を見れるような情報提供の仕方をしないといけないかと思っております。できるのであれば、それに加えて、例えば民間の喫煙可能スペースを持ってる喫茶店であるとか、そういった商業施設にもご協力頂けたら、公設喫煙所以外にも喫煙できる周辺の方場所をご紹介することで、路上での喫煙を防ぐことができるのではないかなと考えておりまして、そういったご協力の依頼というのを、今後検討できたらと考えているところです。

以上です。

○青木委員長 谷内委員、よろしいですか。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。特にございませんか、よろしいですか。

では、引き続き、この中身で具体的な取組を事務局の方でも進めて頂きながら、さらに意見をまとめていくことにしたいと思っておりますので、また経過や、更に進展のある部分については、その都度、また教えて頂ければと思っておりますし、いろいろな広報、周知については、これから具体化をお願いできればなと思っております。

そうしましたら、喫煙所の整備のことも含めまして、ここまでご報告を頂いたということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今日ここまでで意見交換としては以上になりますが、何か補足でご指摘等ございますでしょうか、よろしいですか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 最後にこの喫煙所整備状況をご報告頂いたので、ついでに、もし公開可能であれば教えて頂きたいのですが、4月27日からなんで、もう二、三週間、経過してますけども、今までどれぐらいの応募があったのかということと。それと、大阪市さんが80か所を考えてて、プラス40か所を、この制度を利用してということなんであれば、何かあらかじめ80か所はここと、ここと、ここを考えてるんで、手薄なこことここが40か所なんですというふうな何かそういうガイドライン的なことをやられてるのか、やられてないのか。やられてなかったら何かある一定区に集中したりとか、そういう何か不効率なことが起こりそうな気がしたのでお聞きする次第です。

○木村課長 まず1点目の補助の受付を開始してから申請が出てきてるかという点ですが、まだ具体的に申請は上がってきてない状況です。ただし、反響は結構ありまして、問合せはかなり来ています。本当になかなか難しいのが、検討が進んでも最後のところで、やっぱり場所の提供が難しくなっていないませんでしたという連絡もあ

りましたので、なかなか民間事業者の方もご苦労されながら、今、検討を進めて頂いてるような状況です。

2点目の場所が集中しないかという点ですが、2か年にかけて喫煙所整備を進めようと考えてまして、まずは今年度、公設置で40か所を目指して整備をする予定としておりまして、そこに民間の補助申請の締め切りを7月末までとしておりますので、そこで一定、民間の手が挙がった場所がある程度、分かる状況になりますので、それを踏まえて、それ以降の喫煙所の整備に活かしていくという形で、2か年にかけて、配置については、地域の状況もよく把握されてるような部署とも連携して検討していきたいと思っています。

一方で、どうしても需要がある場所というのが民間さんからも手が挙がってくるところもありますので、場合によっては一駅に1か所ではなくて、周辺に何か所かという場所も出てくるのではないかなとは思っていますが、そこはできる範囲で調整しながら、申請状況も見ながら進めていきたいと思えます。

○青木委員長　よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、本日のこれまでの議論の整理という議題につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議題3に移ります。今日もご報告があった、たばこ市民マナー向上エリア制度、参加団体の拡大ということもありましたけれども、本日1件、申請がございますので、これにつきましては、この委員会で審議をするということになっておりますので、その議題に移りたいと思えます。

これに当たりましては、従来から個人情報を含む参加団体のお名前、名簿の提出等も頂いた上で審議をいたしますので、非公開とする方向でしたいと思っておりますが、その具体的な指針等について再度事務局の方からご説明頂いた上で、非公開にするかどうかの確認をしたいと思えます。

では、事務局の方でご説明をお願いできますでしょうか。



○木村課長　　そうしましたら、委員の皆様には参考資料をお配りしているかと思  
います。青色のファイルになります。そちらの11番目になりますが、審議会等の設置  
及び運営に関する指針の抜粋の手引がございます。こちらに基づいてご説明申し上げ  
ます。

1枚めくって頂きますと、枠囲みの1、会議の公開の基準がございまして、そちら  
でこの審議会、路上喫煙対策委員会については公開するということが決まっております。

一方、2ページ目に移って頂きまして、同じく枠囲みしております「(1) 非公開  
情報を取り扱う場合の取扱い」としましては、アの規定により、個人に関する情報  
がある場合は非公開とする必要があります。たばこ市民マナー向上エリア制度につきま  
しては、参加者の方の名簿等申請書類を提供の上、ご議論頂くこととなりますので、  
いわゆる個人情報に該当しますので、この事案につきましては非公開ということでお  
願いしたいと思っております。

以上でございます。

○青木委員長　　ご説明ありがとうございました。

では、以上を踏まえまして、ここからの審議については参加名簿や個人名を書いた  
資料も頂いておりますので、非公開ということにしたいと思っておりますが、ご異議はござ  
いませんか。

(異議なし)

○青木委員長　　では、非公開ということとさせていただきます。

それでは、本日、現在まで傍聴頂きました皆様や報道関係者の皆様、今日はありが  
とうございました。大変申し訳ございませんが、ここからは非公開ということにさせ  
て頂きますので、本日の傍聴につきましてはここまでということにさせて頂きたいと思  
います。どうぞご退席の方をご協力、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

(傍聴者・報道関係者退席)

○青木委員長　　どうもお待たせいたしました。それでは、たばこ市民マナー向上エリア制度の応募団体についてご審議をいたしますので、事務局の方から新しい団体の資料につきましてご説明をお願いします。

○木村課長　　そうしましたら、資料3をご覧頂きたいと思います。今回、応募頂きましたのが、住吉区に事務局の、団体の住所がございます、住吉区緑化推進協議会という団体からの申請です。この団体につきましては、直接、団体の方から環境局に連絡がございまして、こちらのたばこ市民マナー向上エリア制度もご存じで、申請に至ったものでございます。

団体名が協議会なので、公的に何か裏づけがあって作られた団体にも見えるのですが、そうではございません。ただ一方、参加者の中には連合町会さんや民間の店舗の方が入られてたり、住吉区役所の職員のほうも清掃活動とかには入るような形で想定されてお話をされてるような団体でございます。

活動内容としましては、まちの美化に伴う啓発活動をやっていただけるということでございまして、活動区域が結構広くございまして、申請書の次の活動(案)の資料の次に、実際、どこを対象に活動いただけるかということで地図がついてます。結構、幅広い、この2年間、この先生方に見ていただいたものの中では結構、守備範囲が広いのかなと思います。南海の沢ノ町の駅の近くまで行ってたりですとか、あとJR、地下鉄の長居駅の辺りであったり、我孫子の駅とかも対象に含まれてるということで、かなり広い範囲で活動していただけるような形で活動(案)を提出して頂いてるところでございます。

今年度の美化啓発活動としましては、町会と自治会と事業者と区役所の職員が連携して、路上喫煙の防止条例で禁止されてる路上喫煙やポイ捨てるの禁止についてしっかり周知をして、マナー向上を図るための活動をやっていくということでして、具体的には歩道とか公園での清掃活動もして頂くことを想定していただいております。

参加メンバーもつけて頂いておりまして、具体的に25名の方も記載されており、その内、都合が合う方達で清掃活動をして頂けると聞いております。

路上喫煙対策の条例の活動に資する団体だと思っておりますので、こちらの団体について認定していきたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。

ご質問等、いかがでしょうか。

もう大分、こういう協議会ができて長年というか、どれぐらい前からあるかとかいうのはご存じですか。

○木村課長 ありがとうございます。すみません、この団体の会則のほうを一緒に私たちのほうに提出していただいておりますので、そちらに平成28年の3月16日ということで書かれておりますので、7年程度、活動して頂いてる団体になります。

○青木委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、この住吉区エリアを中心に活動頂けるということで応募頂きましたが、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○青木委員長 では、全員一致で承認させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の予定しました議題になりますので、本日はここまでとさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

最後に、では事務局の方にお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○事務局（楠本課長代理） 本日は青木委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところご審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第45回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 3時45分